

# 令和5年7月定例会 資料

長浜市教育委員会

## 令和5年7月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和5年7月27日（木） 午後1時30分～  
長浜市役所5階 教育委員会室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認  
6月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第22号 令和6年度小学校各教科用図書の採択について

議案第23号 令和6年度小学校特別支援学級各教科用一般図書の採択について

議案第24号 学校運営協議会委員の任命について

日程第5 協議・報告事項

(1) 「(仮称)長浜市未来こども若者計画」策定に向けた取り組みについて

(2) 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

(3) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

(4) 令和4年長浜市議会6月定例会月議会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

### 3. 閉 会

令和5年8月教育委員会定例会開催日程 8月24日（木） 午前10時00分～

令和6年度小学校各教科用図書の採択について

令和6年度から4年間使用する小学校各教科用図書を、別紙のとおり採択することについて、教育委員会の議決を求める。

令和5年7月27日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

## 令和6年度小学校各教科用図書の採択（案）

## 滋賀県第5地区教科書採択協議会

種目	科目	発行者名	書名
国語	国語	光村図書	国語
	書写	光村図書	書写
社会	社会	日本文教出版	小学社会
	地図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算数	算数	啓林館	わくわく 算数
理科	理科	東京書籍	新しい理科
生活	生活	東京書籍	新しい生活
音楽	音楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	図画工作	日本文教出版	図画工作
家庭	家庭	開隆堂	わたしたちの家庭科
体育	保健	Gakken	みんなの保健
外国語	英語	開隆堂	Junior Sunshine
道徳	道徳	日本文教出版	小学道徳 生きる力

# 資料1

## 令和6年度に採択する小学校用教科書用図書の一覧表

		1	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	発行者番号	
		国語	書写	社会	地図	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	保健	道徳	外国語	特別支援		
1	東京書籍	○	○	○	○	○	●	●			○	○	○	○		9	2
2	大日本図書					○	○	○				○				4	4
3	開隆堂									○	●			●		1	9
4	学校図書					○	○	○								3	11
5	三省堂													○		1	15
6	教育出版	○	○	○		○	○	○	○				○	○		9	17
7	信州教育出版						○	○								2	26
8	教育芸術社								●							0	27
9	光村図書	●	●					○					○	○		3	38
10	帝国書院				●											0	46
11	大修館書店											○				1	50
12	啓林館					●	○	○						○		3	61
13	日本文教出版			●		○				●			●			1	116
14	文教社											○				1	207
15	光文書院											○	○			2	208
16	Gakken											●	○			1	224
17	教育図書															0	300
18	山川出版社															0	300
19	数研出版															0	300
20	育鵬社															0	300
21	廣済堂あかつき															0	300
		2	2	2	1	5	5	6	1	1	1	5	5	5	0		

※丸印(○●)は、選定調査対象教科書です。その中から採択協議会で選定された教科書が●印のものです。

令和6年度小学校特別支援学級各教科用一般図書の採択について

令和6年度から4年間使用する小学校特別支援学級各教科の教科用一般図書を別紙のとおり、採択することについて、教育委員会の議決を求める。

令和5年7月27日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

令和6年度小学校特別支援学級各教科用一般図書(案)

	小 学 校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	検:小1 著:こくご☆～☆☆☆ 71-1 永岡書店 515 おしゃべりあいうえお なじめてのひらがな・カタカ ナ	検:小1～2 著:こくご☆～☆☆☆ 20-4 戸田デザイン 007 よみかた絵本	検:小1～3 著:こくご☆～☆☆☆ 20-5 同成社 B02 ゆっくり学ぶ子のため の「こくご」入門編2(改訂 版)	検:小1～4 著:こくご☆～☆☆☆ 20-5 同成社 A01 ゆっくり学ぶ子のため の「こくご」1(改訂版)	検:小2～5 著:こくご☆～☆☆☆ 20-5 同成社 A02 ゆっくり学ぶ子のため の「こくご」2(改訂版)	検:小3～6 著:こくご☆～☆☆☆ 20-5 同成社 A03 ゆっくり学ぶ子のため の「こくご」3(改訂版)
書 写	検:小1 08-1 くもん出版 501 もじ・ことば2 はじめ てのひらがな 2集	検:小2 08-1 くもん出版 503 もじ・ことば5 ひらが なおけいこ	検:小3 08-1 くもん出版 508 もじ・ことば10 カタカ ナおけいこ	検:小4 08-1 くもん出版 505 もじ・ことば7 ことばの おけいこ	検:小5 08-1 くもん出版 506 もじ・ことば8 ぶんの おけいこ	検:小6 08-1 くもん出版 509 もじ・ことば12 漢字お けいこ
社 会			検:小3・4 28-1 福音館 M06 みちかなながくシリ ズ町たんけん	12-2 小学館 C01 ドラえもんちずかん1 につぼんちず	検:小3～5 12-2 小学館 C02 ドラえもんちずかん2 せかいちず	検:小3～6 28-1 福音館 G10 福音館の科学シリ ズ たいまお仕事中
地 図			検:地図(小学校用)			
算 数	検:小1 著:さんすう☆～☆☆☆ 27-3 ひさかた C05 スキンシップ絵本 か ずのえほん	検:小1～2 著:さんすう☆～☆☆☆ 11-4 三省堂 A04 三省堂こどもかずの絵 じてん	検:小1～3 著:さんすう☆～☆☆☆ 20-5 同成社 C03 ゆっくり学ぶ子のため の「さんすう」3	検:小1～4 著:さんすう☆～☆☆☆ 20-5 同成社 C04 ゆっくり学ぶ子のため の「さんすう」4	検:小2～5 著:さんすう☆～☆☆☆ 20-5 同成社 C05 ゆっくり学ぶ子のため の「さんすう」5	検:小3～6 著:さんすう☆～☆☆☆ 22-3 日本教育研 A02 ひとりだちするための 算数・数学
理 科			検:小3 06-2 学研 503 はっけんずかんむし新 版	検:小3～4 27-1 ひかりのくに 104 改訂新版体験を広げる こどものずかん4 はなど くさばな・き	検:小3～5 27-1 ひかりのくに 108 改訂新版体験を広げ るこどものずかん4 はなど くさばな・き	検:小3～6 27-1 ひかりのくに 108 改訂新版体験を広げ るこどものずかん8 あそ びのずかん
生 活			検:小1・2			
音 楽	検:小1 著:おんがく☆～☆☆☆ 79-6 ベネッセ 579 しまじろうの歌えほん しまじろうどうようえほん	検:小1～2 著:おんがく☆～☆☆☆ 20-3 東京書籍 503 わくわく音あそび絵本 新装版ドンドコドンたい こであそぼ	検:小1～3 著:おんがく☆～☆☆☆ 27-1 ひかりのくに 013 あそびうたのほんCD つき	検:小1～4 著:おんがく☆～☆☆☆ 27-1 ひかりのくに 002 どうようでおえかきで き どうようNEW絵かきうた ブック	検:小2～5 著:おんがく☆～☆☆☆ 70-27 トヤマ出版 501 笛星子どものため のリコーダー曲集	検:小3～6 著:おんがく☆～☆☆☆ 14-4 成美堂出版 539 DVDでひける! はじめ てのピアノえほん1 たのし いピアノのおけいこ
図 工	検:小1・2 06-2 学研 G09 あそびのおうさまBOO Kどんどんぬるほん	06-2 学研 G08 あそびのおうさまBO OKはじめてきるほん	検:小3・4 02-1 岩崎書店 A17 あそびの絵本えのぐ あそび	06-2 学研 I12 あそびのおうさまずか ん12リサイクルこうさく増補 改訂	検:小5・6 30-2 ポプラ社 A01 あそびのひろば1 は んがあそび	14-4 成美堂出版 006 作ってみよう! リサイ クル工作68
家 庭					検:小5・6 12-2 小学館 817 小学館子ども図鑑 プ レNEO楽しく遊ばせいかつ の図鑑	06-1 偕成社 Z01 子どものマナー図鑑 (1)ふだんの生活のマナー
保 健						
外 国 語						
道 徳					検:小1 14-5 世界文化社 665 3さいのやさしい心を はぐくむ10のお話	検:小2 72-31 日本図書 536 おやくそくえほんはじ めての「よのなかルール ブック」

\* 児童生徒の実態に応じ、当該学年以外の教科用図書についても使用することができる。但し、校種を超えて使用することはできない。  
 \* 交流及び共同学習として通常の学級で授業を受ける教科については、当該学年の検定教科書を使用する。  
 \* 拡大教科書の使用が適切な児童生徒については、当該学年の拡大検定教科書を使用する。  
 (注) 検: 文部科学省検定教科書 著: 文部科学省著作教科書

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第2項及び長浜市立学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成23年長浜市教育委員会規則第2号）第6条の規定に基づき、学校運営協議会委員を次のとおり任命することについて、教育委員会の議決を求める。

令和5年7月27日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

任命（案）

長浜市立木之本小学校 地域住民 奥野 義明

委員の任期は、令和5年7月27日から令和6年3月31日までとする。



<追加前>

番号	学校名	人数	区分	氏名
30	長浜市立木之本小学校	7	対象学校の運営に資する活動を行う者	梅本 信幸
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	山表 春代
	長浜市立木之本小学校		地域住民	橋本 保和
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	稲舘 幸子
	長浜市立木之本小学校		地域住民	林 守
	長浜市立木之本小学校		保護者	速水 貴将
	長浜市立木之本小学校		地域住民	藤田 喜代隆

<追加後>

番号	学校名	人数	区分	氏名
30	長浜市立木之本小学校	8	対象学校の運営に資する活動を行う者	梅本 信幸
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	山表 春代
	長浜市立木之本小学校		地域住民	橋本 保和
	長浜市立木之本小学校		対象学校の運営に資する活動を行う者	稲舘 幸子
	長浜市立木之本小学校		地域住民	林 守
	長浜市立木之本小学校		保護者	速水 貴将
	長浜市立木之本小学校		地域住民	藤田 喜代隆
	長浜市立木之本小学校		地域住民	奥野 義明

協議案件（1）

令和 5 年 7 月 27 日  
教育委員会定例会資料  
未来創造部未来こども若者局

◇未来こども若者局の取り組み状況について(主に小中学生)

**「こどもまんなか応援サポーター宣言」  
「すまいる・あくしょん取組宣言」を行いました。**

長浜市では、「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」に基づき、こどもは私たちの宝として、市民ぐるみでこどもの健やかな成長を願い、「笑顔で子育てできるまち こどもの笑顔が広がるまち」「長浜に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまち」の実現に向け、取組を進めています。

このたび、こども家庭庁が募集している「こどもまんなか応援サポーター宣言」及び、滋賀県が募集している「すまいる・あくしょん取組宣言」について、その趣旨に賛同し、本市ならではの取組を実践していくことを宣言し、長浜市で暮らすこども若者の健やかな成長と夢や目標の実現を応援してまいります。

6月23日、長浜市長が、長浜観光PRキャラクター三成くんとともに「こどもまんなか応援サポーター宣言」「すまいる・あくしょん取組宣言」を行いました。

また、これらの取組は、今後長浜市こども若者応援課公式 Instagram「長浜こどもまんなか」等で発信してまいります。



(参考) ◇こどもまんなか応援サポーター

- ・こども家庭庁が推進しているこどもまんなか応援プロジェクト。
- ・サポーターは、こどもまんなかの趣旨に賛同し、「こどもまんなか」なアクションを実行したことを、発信したり、地域社会に広く参加を呼びかけます。

「こどもまんなか」とは…  
こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践していくこと。

◇すまいる・あくしょん

- ・滋賀県発「こども版・新しい行動様式」。コロナ禍のこどもの声から生まれた、こどもの笑顔を増やすためのアクション。
- ・こどもが実践する「こどもあくしょん」と大人が実践する「おとなあくしょん」があります。

すまいる・あくしょん【おとなあくしょん】

- 01 正しい情報を選んで伝える（感染症対策）
- 02 子どもの声を聞いて一緒に考える（子どもたちの声、思い）
- 03 心を体の健康を支え思いやりを育む（心と体の健康）
- 04 人とのつながりや喜びを感じられる居場所をつくる（居場所・相談相手）
- 05 のびのびと遊び、育つための環境を守る（運動・遊び）
- 06 文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす（体験・学び）
- 07 オンラインを活かすための環境を整備する（オンライン交流・学習）





長浜市  
NAGAHAMA

# こどもまんなか応援サポーター宣言 すまいる・あくしょん取組宣言

「笑顔で子育てできるまち 子どもの笑顔が広がるまち」

「長浜に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまち」

を創るため、こども若者の声を聴き、施策に反映します。



- 家庭における子育てへの支援を行います。
- 子どもの健やかな発達を促す教育・保育を提供します。
- すべての子どもの育ちを支える体制を整備します。
- 子どもの育ちを支える地域環境を整備します。
- 子育てに関わる重層的な支援体制を充実し、切れ目のない包括的な支援に取り組みます。
- 「生きる力」の育成や長浜ならではの学びを創出し、心豊かに成長できる教育環境を充実します。
- 子どもや若者が将来に夢を持てるよう、長浜で暮らし働く大人と交流する機会を創ります。

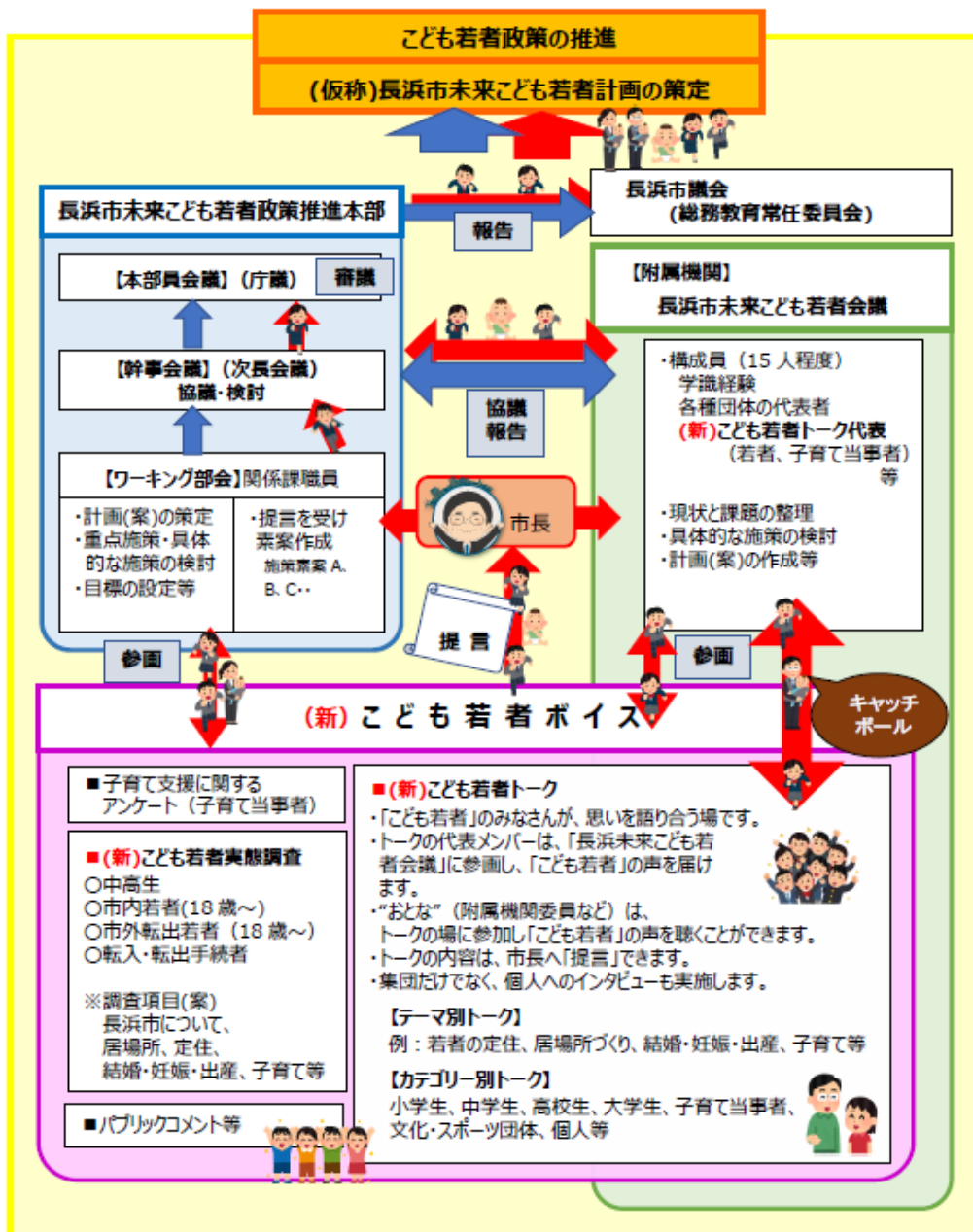
令和5年6月23日

長浜市長 浅見 宣義



# こども若者の声を施策に！ 『こども若者ボイス』に取り組みます

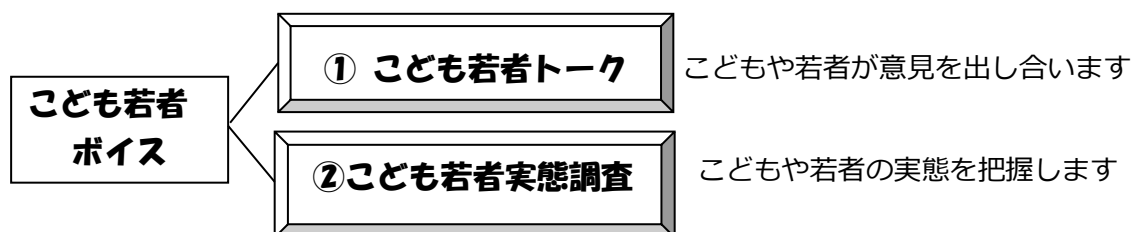
長浜市では、このたび、こどもや若者の声を聴き、その意見を施策に反映させるしくみ「こども若者ボイス」を作りました。こども若者をまんやかに、「笑顔で子育てできるまち 子どもの笑顔が広がるまち」「長浜に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまち」の実現をめざし、取組を進めます。





## ◇こども若者ボイス

「こども若者ボイス」は、思いを語り合う場「こども若者トーク」と「こども若者実態調査」の2つの手法を実施します。



### 【こども若者ボイス①】 こども若者トーク

こども若者のみなさんが、様々なテーマについて、思いを語り合い、意見を出し合う場を設けます。

意見は、「市長への提言」として、市長に直接届けることもできます。

#### 【カテゴリー別トーク】

小学生、中学生、高校生、大学生、子育て当事者、文化スポーツ団体等

#### 【テーマ別トーク】

テーマ例：若者の定住、居場所づくり、結婚・妊娠・出産、子育て等

◆この度、市内中学生を対象に子ども若者トークを実施します。

#### ①西中学校（長浜市社会福祉協議会と連携）

開催日時 令和5年5月30日（火）16時～17時

メンバー 生徒会11人

トーク内容 「話したくなっちゃうかもゲーム」を使って、長浜の好きなところ、理想の暮らし等について意見交換



## ②中学生混合メンバー

メンバー 各校2名×11校  
開催日時等 次ページのとおり



みんなで長浜市について考えよう♪

あなたは長浜市長です!

1億円あったら  
何を  
する?

こども  
若者ボイス  
プレゼンツ



あなただったらどんなことをしたいですか? 形にならない思いも誰かと話すことでステキなアイデアに変化するかも?! 思いっくままの“あなたのヒラメキ”を聞かせてください

## 日時 場所&内容

**Vol.1** 令和5年7月5日(水) 15:30~16:45  
オンライン(zoom)

- ・自己紹介(夢中になっていること・学校での過ごし方など)
- ・情報交換

**Vol.2** 令和5年8月3日(木) 9:30~11:30  
高月まちづくりセンター多目的ホール

- ・市長からの応援メッセージ
- ・グループワーク(みんなで長浜について考えよう)

**Vol.3** 令和5年8月22日(火) 14:00~15:00  
長浜市役所市長室、多目的ルーム1

- ・直接市長、教育長に自分たちの思いやアイデアを語ろう

学校から開催場所までは  
バスで送迎します

途中参加 OK

オンライン参加も OK

主催: 長浜市未来創造部未来こども若者局こども若者応援課  
協力: 湖北学生応援会議(ニヨッキキ)・教育委員会事務局

お申込み  
お問合せ

長浜市 未来創造部 未来こども若者局 こども若者応援課  
Mail: mirai-kodomo@city.nagahama.lg.jp  
Tel: 65-6371 Fax: 65-4006





## 【こども若者ボイス②】 こども若者実態調査

本市の人口は2010年以降減少傾向が続いており、特に若者の転出超過が顕著になっています。この課題対応に向け、こどもや若者世代がどのようなニーズや考え方を持っているかを把握するために、アンケートによる実態調査を行います。

なお、こどもや若者を主たる対象にした大規模な調査は初めての取り組みです。

### ◆実態調査の概要

10～40歳代を中心に、こども若者の実態について、下記4つのアンケートを実施。

実施アンケート		対象者	主な調査項目
①	中高生アンケート	中学3年から高校3年までの全生徒 (約3,600人)	・長浜への愛着、居住希望 ・職業観、社会参加意欲など
②	転出者アンケート	市外に転出された若者(18歳～34歳) (約2,000人)	・転出の理由 ・将来のUターンの意思 ・子育て、教育へのニーズ ・長浜市への愛着、求める要素
③	市内若者世代アンケート	市内の若者世代(18歳～40歳； 4,000人無作為抽出)	・人生観、将来像 ・仕事や生活に関する認識 ・子育て、教育へのニーズ ・長浜への愛着、まちの評価
④	転入転出者アンケート	市窓口手続きに来られた人(約400人)	・転入、転出の理由 ・転出入先で重視すること

\*①及び②のアンケート調査の設計及び集計分析は、滋賀大学データサイエンス学部(伊達平和准教授・堀兼大朗助教)と共同で実施。このうち中高生アンケートの調査は同大学「社会調査実践演習」受講生協力いただいています。

\*②については、対象者の特定が困難なため、スノーボールサンプリングという、人伝に対象者をお知らせしていく方法をとります。

\*調査は7月以降、順次実施していきます。中間まとめ(速報)は10月頃の予定です。

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

病児保育事業所に対する原油価格高騰負担軽減対策について、支援策を拡充するため、当該要綱の一部を改正するもの。

### 第2 要点

別表に規定する補助対象経費上限額の係数を「×1.2」から「×1.3」に変更する。

### 第3 施行期日

令和5年7月1日（令和5年度補助金から適用）

○長浜市病児保育施設整備費等補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新					旧				
別表（第4条関係） 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付基準					別表（第4条関係） 長浜市病児保育施設整備費等補助金交付基準				
補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額	補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率	上限額
(略)					(略)				
原油価格・物価高騰負担軽減臨時特例事業	<p>交付基準額は、次のとおり算定する。 （（令和5年1月から令和5年12月までの施設燃料費（以下「補助対象経費」という。））－（令和3年1月から令和3年12月までの施設燃料費（以下「補助金算定基礎額」という。）））－（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）に基づき算定した令和5年1月から令和5年12月までの冷暖房費加算額－令和3年1月から令和3年12月までの冷暖房費加算額） ※各項において、その差額が零を下回る場合は、零として計算する。</p>	<p>保育所等の施設燃料費</p>	<p>10分の10</p>	<p>補助対象経費上限額は、次のとおりとする。 補助金算定基礎額×<u>1.3</u></p>	原油価格・物価高騰負担軽減臨時特例事業	<p>交付基準額は、次のとおり算定する。 （（令和5年1月から令和5年12月までの施設燃料費（以下「補助対象経費」という。））－（令和3年1月から令和3年12月までの施設燃料費（以下「補助金算定基礎額」という。）））－（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）に基づき算定した令和5年1月から令和5年12月までの冷暖房費加算額－令和3年1月から令和3年12月までの冷暖房費加算額） ※各項において、その差額が零を下回る場合は、零として計算する。</p>	<p>保育所等の施設燃料費</p>	<p>10分の10</p>	<p>補助対象経費上限額は、次のとおりとする。 補助金算定基礎額×<u>1.2</u></p>

## 長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課  
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

### 第1 制定・改廃理由

民間保育所・認定こども園に対する原油価格高騰負担軽減対策について、支援策を拡充するため、当該要綱の一部を改正するもの。

### 第2 要点

別表に規定する補助対象経費上限額の係数を「×1.2」から「×1.3」に変更する。

### 第3 施行期日

令和5年7月1日（令和5年度補助金から適用）

○長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額	事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額
(1)～(11) 略				(1)～(11) 略			
(12)	民間認可保育所及び認定こども園運営費	保育所等の施設燃料費	<p>(1) 補助金算定方法は、次のとおりとする。 交付基準額×補助率</p> <p>(2) 交付基準額は、次のとおり算定する。 （（令和5年1月から令和5年12月までの施設燃料費（以下「補助対象経費」という。））－（令和3年1月から令和3年12月までの施設燃料費（以下「補助金算定基礎額」という。）））－（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）に基づき算定した令和5年1月から令和5年12月までの冷暖房費加算額－令和3年1月から令和3年12月までの冷暖房費加算額） ※各項において、その差額が零を</p>	(12)	民間認可保育所及び認定こども園運営費	保育所等の施設燃料費	<p>(1) 補助金算定方法は、次のとおりとする。 交付基準額×補助率</p> <p>(2) 交付基準額は、次のとおり算定する。 （（令和5年1月から令和5年12月までの施設燃料費（以下「補助対象経費」という。））－（令和3年1月から令和3年12月までの施設燃料費（以下「補助金算定基礎額」という。）））－（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）に基づき算定した令和5年1月から令和5年12月までの冷暖房費加算額－令和3年1月から令和3年12月までの冷暖房費加算額） ※各項において、その差額が零を</p>

新				旧			
			<p>下回る場合は、零として計算する。</p> <p>(3) 補助対象経費上限額は、次のとおりとする。 補助金算定基礎額×<u>1.3</u></p> <p>(4) 補助率は次のとおりとする。 10分の10</p>				<p>下回る場合は、零として計算する。</p> <p>(3) 補助対象経費上限額は、次のとおりとする。 補助金算定基礎額×<u>1.2</u></p> <p>(4) 補助率は次のとおりとする。 10分の10</p>
(13) 略				(13) 略			

## 令和４年長浜市議会６月定例月議会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

## ◆個人質問

質問者	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当課
矢守 昭男	中学校部活動の地域移行とは、中学校・義務教育学校の部活動を地域の文化・スポーツ団体が行う活動に移行していくことで、子どもたちが多様な活動を体験できる機会と、少子化の中でも、将来にわたり活動を継続して取り組むことができる環境の整備を進めるものとされているが、地域移行を想定した部活動をどう実現されるのか問う。	<p>部活動の地域移行の実現に関しては、少子化の中でも将来にわたって、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するとともに、学校の働き方改革による教育環境の充実を目指していくべきものと考えている。</p> <p>実現に向けた取り組みとしては、モデル的実証事業やアンケート調査を実施し、検証や課題整理を行いながら、本市の実情に合った、長浜スタイルの「部活動の地域移行推進計画」の策定を進めている。</p> <p>モデル的実証事業については、３つの取組みを予定している。</p> <p>１つ目は、生徒数の減少により、団体競技などの部活動が成り立たない北部地域を中心に、数校合同による部活動を実施し、子どもたちが希望する部活動を少しでも提供していきたいと考えている。</p> <p>２つ目は、学校内に地域移行の受け皿となる外部指導者による組織を設置し、教職員と連携しながら部活動を実施するもので、専門外の教師による部活動指導の解消や、外部の専門指導者による技術の向上を図るものである。（長浜南中学校を予定している。）</p> <p>３つ目は、地元の「総合型地域スポーツクラブ」に部活動を担っていただくもので、スポーツ少年団等で取り組んできたスポーツが中学校に部活がなくても続けられる体制として、学校に部活動がない競技を中心に検証を進めたいと考えている。（西浅井中学校における奥びわ湖スポーツクラブでの実施を予定している。）</p> <p>また、文化部の地域クラブの取組として、長浜文化スポーツ振興事業団による吹奏楽クラブの設置と運営を検証するものである。本市には長年吹奏楽部がない学校もあり、そういった学校の生徒も含め、市内全域から広く参加者を募り、木之本ステ</p>	教育部長	すこやか教育推進課

		<p>イックホールにおいて実施を予定しており、経験豊富な指導者が指導を行う。以上が実証事業の3つのモデルである。</p> <p>これらの3つの取組みを実施し、本市にふさわしい部活動の在り方を検討しながら、推進計画の策定を進めていく。</p> <p>そして、部活動の地域移行・地域連携を進めるにあたり、何よりも、子どもたちの思いを第一に考え、保護者、教職員にも不安を感じさせないように丁寧に進めていきたいと考えている。</p>		
矢守 昭男	<p>中学校部活動の地域移行に関する生徒・保護者等のアンケート実施がなぜこれからなのか。また、アンケートの内容は、どのように誰が作成されるのか問う。</p>	<p>アンケートについては、今年度に策定する「長浜市部活動の地域移行推進計画」に合わせて実施するものであり、現状や課題、ニーズを把握するうえで極めて重要なものと考えている。</p> <p>対象者は、小中学生、保護者、教職員、外部指導者や地域クラブの指導者などを想定しており、内容については、対象者それぞれの立場における思いや課題を把握し、円滑に地域移行に繋げていきたいと考えている。</p> <p>また、5月に設置した、地域のスポーツ・文化の関係団体、保護者や学校関係者で組織する「長浜市部活動の地域移行推進協議会」の委員の意見も聞きながらアンケートを作成し、慎重かつ丁寧に進めていく。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再問) 長浜市部活動の地域移行推進協議会を5月から進められているが、具体的な構成についてはどのような団体が参加され、現時点で、どのような議論をしているのか問う。</p>	<p>長浜市地域移行推進協議会には、市内各スポーツ団体の代表や長浜文化スポーツ振興事業団から来ていただいている。さらに、市内校長や市民協働部、教育委員会事務局といったメンバーで構成しており、現在は部活動の地域移行に向けた課題について議論している。</p> <p>ご承知のとおり、部活動の地域移行は、今まで先生が担っていたことを、地域の方に担っていただくものであり、色々なところで課題があるため、そうした課題をどのように解決していくのかという議論を始めたところである。</p>	教育部長	すこやか教育推進課
	<p>(再々問) 先生が担っていたことを、地域の方が担うということであるため、課題解決に向けてしっかりと、1年に1回ないし2回は</p>	<p>アンケートについては、先ほど慎重に実施すると申しあげたが、1回で足りなければ2回、2回で足りなければ3回と、それぞれの内容を精査しながら実施していきたいと考えている。</p>	教育部長	すこやか教育推進課



	アンケートを実施して いただきたいがどう か。			
鬼頭 明男	最高気温35度以上 の年間日数は年々増 加している。こうし た中で熱中症の件数 も増加傾向にあり、 特に体育の授業や部 活動などの運動中に 起きている。体育館 の暑さ指数は、午後 1時頃から高まり、 午後5時～6時がピ ークで部活動等の時 間帯がもっとも高い とされているが、市 内小中学校の熱中症 の、ここ3年間の状 況と増加に伴う市の 熱中症対策について 問う。	ここ3年間の状況であるが、令和2年度6件(6 人)、令和3年度1件(1人)、令和4年度4件(7 人)の熱中症と疑われる事案が学校から報告され ている。幸いにして、いずれも軽度の脱水症状の事 案であった。 発生件数に大幅な増減はないが、熱中症は時に 命に関わるものであることから、今後も熱中症予 防のために環境省から配信される「熱中症警戒ア ラートのメール配信サービス」や「暑さ指数測定機 器(熱中症チェッカー)」を活用して活動内容を考 慮し、活動時にはこまめに水分補給や休息の時間 を確保するなど、無理のない学習活動を行うよう、 既に、今年度も各校に通知しているところである。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) 熱中症対策と して、体育館の使用を 中止した事例はある か。	先ほど説明した、暑さ指数測定機器や熱中症警 戒アラートのメール配信により、危険と思われた 場合に部活動の活動を中止したことがある。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
鬼頭 明男	体育館には、児童 生徒や教職員の熱中 症への安全確保のみ ならず、避難所とし ての役割もある。体 育館へのエアコン設 置は必要不可欠だと 考えるが、当局の見 解を問う。	体育館での高温時における授業や学校行事の実 施については、各学校長の判断により行事内容 の変更や延期など、柔軟な対応による熱中症予防に 努めていただいている。 現時点では、様々な課題があり体育館へのエア コン設置については計画していないが、すべての 学校の体育館に導入した大型扇風機を活用するな どしながら、熱中症対策を講じている。	教 育 部 長	教育総務 課
	(再問) 様々な課題が あると説明されたが、 どのような課題がある か問う。	1点目は、大きな財政負担が強いられることで ある。議員の説明によるとエアコン設置率が上が っているとのことだが、体育館のエアコン設置率 の数値には、スポットクーラーのようなものも計 上されている。長浜伊香ツインアリーナのような 全館空調のようなものの設置率はかなり低い状況	教 育 部 長	教育総務 課

		であると思われる。これらのことを踏まえ、普及は難しいと考えている。		
	(再々問) 財政負担もあり普及は難しいと、前回は答弁されていたが、全国で普及も進んでいる。今後、スポットクーラー、エアコンの設置について、維持費の検証も踏まえて進めていく必要があると思うが、今後の状況を問う。	<p>今後も、検討は行っていく。</p> <p>熱中症と疑われる事案についても、体育館で起こった事例は1件だけであり、他の事例は全て外での活動中であるため、そちらの方が喫緊の課題であると考えている。</p>	教育部長	教育総務課
鬼頭 明男	令和3年5月25日に文部科学省から通知が出され、学校環境における工作物及び機器等の安全点検については調査されたが、防球ネットの高さ等については、「ボールが敷地外に飛び出し、通行車両や周辺民家に被害を与えないか心配」との声が聞かれる。防球ネットの高さ等の問題について見解を問う。	<p>グラウンドの防球ネットについては、主に部活動における球の飛び出し防止を目的として、各中学校に設置している。防球ネットの高さについては、グラウンドの配置等により異なるが、いずれも適切に機能していると認識している。</p> <p>小学校においては、通常の授業において球が飛び出すことはないため、現状の設備で問題はないと考えている。</p>	教育部長	教育総務課
	(再問) 安全点検において、ボールが外に飛び出るかどうかにも同時に点検されたのか。また、小学校のスポーツ少年団について、市民協働部長からは施設をお貸ししている立場であるということであったが、教育委員会の見解を問う。	<p>文部科学省からの通知後に行った調査において、球が飛び出るかどうかの調査は実施していない。</p> <p>防球ネットについては、先ほど申したように、今の学習内容において支障となっていないと考えているため、教育委員会として新たに設置するという事は考えていない。</p>	教育部長	教育総務課
	(再々問) 防球ネット	毎年、各学校からはそういったことも含めて、要	教育部	教育総務

	<p>についてのアンケートは実施していないとのことだったが、特に中学校においては、子どもたちの体も大きくなり、バットの性能も変わったことで球の飛距離が出るようになり「校舎に球がぶつかるから強く打つなと言われた」ということもあったと聞いているが、それらのことを踏まえて、是非中学校全体の防球ネットの調査をしていただきたいが、どうか。</p>	<p>望を確認している。</p> <p>ただし、要望に上がっていないところで、議員自ら要望を聞いておられる学校があるのであれば、お教えいただきたい。</p>	長	課
中川 勇	<p>人口減少、少子高齢化が更に進行するなか、以前とは異なる子育て環境が生まれ、多様化した幼児保育環境が求められている。私の住まいする地域においても、幼稚園の認定こども園化に向けて連合自治会要望も行われているが、ハード的課題等も含めて実現には至っていない。如何にして、子育て世代からのニーズにしっかり応えられるのがポイントだと思っている。そこで、先に政策提言している、子育て待機児童のゼロ対策の維持と保育の質の向上への対応について</p>	<p>待機児童対策については、保育ニーズが高い1・2歳児の受入れ枠を増やすため、乳児室と幼児室を入れ替えるなど現状施設を有効活用した。加えて、保育人材確保のため、新規採用職員の確保に向け、今年度の募集数を10人増やし、15人としたほか、積極的に大学を訪問して勧誘している。また、奨学金返還支援金、宿舎居住支援補助金、再就職定着応援金の3つの支援策を継続して実施している。さらに、民間活力の活用にも取り組んでいる。</p> <p>また、保育の質の向上については、園内研究の充実や、階層別・分野別など外部研修の確保により向上に努めている。</p> <p>先の待機児童対策とも関連するが、保育の質の向上においても、保育人材の安定的な確保は重要であり、保育経験の蓄積と若手保育士への知識や技術の継承のため、各園が主体的に業務改善・働き方改革に取り組んでいる。</p>	教 育 部 長	幼児課

	問う。			
藤井 登	生成系AIは、倫理的な問題やプライバシーの保護、AIが誤った情報を提供する可能性などを考慮し、適切な安全対策や教育の目的に合致した活用方法を選ぶ必要があり、AIを活用する場合でも、教師や人間の指導者の役割が重要であり、AIが補完的な役割を果たすことが望ましいと考えるが、最近の生成系AIの普及について、どのように考えるか問う。	生成系AIの普及について、学校現場においても生成系AIと上手に付き合っていく必要があると考えている。 学校現場における生成系AIの利用については、様々な議論や懸念の声があると承知している。子どもたちの思考力や創造性への影響、個人情報や著作権保護の観点等について、リスクの整理が必要である。 しかしながら、新たな技術である生成系AIを、どのように使いこなすのかという視点や、自分の考えを形成するのに活かすという視点も、「情報活用能力」の育成の面で重要であると考えている。	教育部長	教育改革推進室
藤井 登	学校現場での規制の仕方について問う。	令和5年5月16日に国の中央教育審議会において協議がなされ、夏前をめどに、生成系AIの学校現場でのガイドラインが策定・公表されると通知があり、児童生徒の使用については年齢制限があることも含め、市内小中義務教育学校へ周知している。 教職員の活用については、市のデジタル行政推進課が出している指針に則り、適切な活用をするように指導している。	教育部長	教育改革推進室
	(再問) 児童生徒や保護者に対し、もっと具体的に「良い事」と「悪い事」の指導をしなければ、戸惑う場面が出てくると思うが、細かい指導について、学校現場でどのようにするつもりか問う。	生成系AIの利用については、従来から「入力する情報は公開情報であること、得られた情報は根拠や正当性を確認してから利用すること、対外的な資料や回答にはそのまま利用しないこと」が求められており、すでに学校現場に周知している。 国において方針が示されるので、今後はそれに則り活用を図っていきたい。	教育部長	教育改革推進室
	(再々問) 例えば、読書感想文には使わない、作文では何文字以内は自分で書かなければい	ご指摘の点は我々も懸念しているところであるが、代表的な生成系AIについては、13歳以下は利用できず、18歳未満は保護者の同意が必要となっており、貸与しているタブレット端末では利用で	教育部長	教育改革推進室

	<p>けないとすれば、使い方が間違っていると指導できる。抽象的でなく具体的な表現にすると、児童生徒や保護者にも理解してもらえ、現実的な指導に繋がっていく。</p> <p>すでに生成系AIはかなり利用されており、文部科学省の方針を待っているのは遅い。いけないことは教師が伝えればよいので、待っている段階ではないと考えるがどうか。</p>	<p>きない。</p> <p>したがって、児童生徒が生成系AIを利用する場合には、保護者が持つ機器を利用することになると思うが、この場合には利用について保護者に考えていただくべきものとする。</p>		
藤井 登	<p>学校現場での効果的な活用方法について問う。</p>	<p>先に述べたように、学校現場での生成系AIの利用については、様々な議論や懸念がある。一方で、学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力」を位置付けている。</p> <p>新たな技術である生成系AIをどのように使いこなすのかという視点や、自分の考えを形成するのに活かすといった視点も重要である。</p> <p>国により、そのような議論が整理されガイドラインが策定されたのち、示された方針に基づき、学校現場で効果的に活用していく。</p>	教育部長	教育改革推進室
藤井 登	<p>前回の公立学校教員の勤務実態調査から一般教諭の平日の「在校等時間」が減少している一方で、まだ一日の「在校等時間」が10時間を超えている状況である。当局は、教員の労働負担の軽減に向けて、今後どのような具体的な施策を考えるのか問う。</p>	<p>教育委員会としては、これまでより、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員や支援員などの積極的な人的配置を行ってきた。</p> <p>また、校務支援システムを導入して業務のデジタル化を進め、教職員の負担軽減に努めている。</p> <p>今後は、校務支援システムや1人一台学習端末として配布したiPadをより一層有効に活用することで、授業準備や教材研究、学習評価にかかる時間の短縮を図りたいと考える。</p>	教育長	教育指導課
藤井 登	<p>平日の持ち帰りの仕事時間が増加して</p>	<p>平日の在校等時間が減少していることから、各校の働き方改革が進み、退勤しやすい職場の雰囲気</p>	教育長	教育指導課

	<p>いることが報告されているが、そのことについてどのように考えるのか。また対策についても問う。</p>	<p>気ができているものと捉えている。一方で、持ち帰りの仕事が増加しているのは、教員一人ひとりの業務量の軽減があまり進んでいないことが原因だと考えられる。また、子育て世代の教員の意識が変わってきていることも一因だと考える。</p> <p>今後の対策としては、先ほども申したように、業務のデジタル化を推進し、持ち帰りの仕事時間を含めた勤務時間の削減に取り組むたいと考える。あわせて、教員研修により各自の働き方についての意識改革を図っていく。</p>		
	<p>(再問) 教職員の勤務実態を把握するための出退勤システムが、80時間を超える教員を見つけるためだけのものになっているとも聞くが、そのことについて問う。</p>	<p>教職員の勤務実態を正確に把握し、指導することは大切だと考える。</p> <p>現在の出退勤システムでは教員の負担となっている部分や勤務の現状を把握しづらい部分もあるため、今後新しい出退勤システムを導入することで教員の負担軽減と勤務の実態の正確な把握に努めていきたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
藤井 登	<p>教員の勤務時間の減少に向けて、当局は教師とのコミュニケーションをどのように進めているのか。また教員の声や意見を反映させるための取組について問う。</p>	<p>教育委員会としては、各種会議や研修会等の場において、教職員の意見を聞きながら、会議や研修会の持ち方を検討したり、報告文書の簡略化を図ったりして、業務改善につなげている。</p> <p>引き続き、教員の時間外労働時間の実態把握に努めるとともに、働き方改革に関する学校での具体的な取組について、特に有効な事例の共有を図りたいと考えている。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) これまでの慣例に囚われない若手教員の意見を取り入れることで、想定以上の成果が生み出せ、若手教員の励みにもなると考えるが、当局の考えを問う。</p>	<p>様々な年代の教職員から意見を吸い上げ、全体で共有を図ることは大切だと考える。</p>	教育長	教育指導課
藤井 登	<p>地元を離れて一人暮らしを始めた新任者へのサポート体制について問う。</p>	<p>「新社会人として働く」ことだけでも大きな環境の変化である上に、一人暮らしをすることになった者の不安は、更に大きなものがあることは十分に理解しているところである。</p> <p>そのため、校長や教頭、初任者研修を担当する教職員が、初任者一人ひとりの置かれている環境を</p>	教育長	教育指導課

		十分に理解し、悩みや相談に丁寧にこたえながら、一人の教職員として成長するための支えを行っていく。		
	(再問) 支えを行うだけでなく、見つけていくことも大切であり、悩みを声に出さない人もいるため、声をかけ、見抜くことも大切だと考えるが、考えを問う。	管理職や教育委員会に限らず、周りにはいる教職員がしっかりと声をかけることが大切である。 また、若い教員だけで集まる場面もあるため、お互いの意見を共有しながら、力を合わせていく状況をつくっていくことも必要であると考えている。	教育長	教育指導課
藤井 登	新任者のストレスや孤独感に対して、当局はどのような心理的サポートを提供しているか問う。	教職員に心理的サポートが必要な場合は、長浜市教育センターに「こころの相談窓口」を設け、専門家であるカウンセラーとの相談体制を整えている。また、「けやきカフェ」という市内の若手教職員同士が教育課題などについて学びあい、つながりを深めることを目的としたカフェも開催している。さらに、長浜市新規採用教職員研修では、就学前、小・中学校の養護教諭、事務職員、教員が交流し、同僚の輪を広げ、孤独感を解消できるようにも努めている。	教育長	教育指導課
藤井 登	新任者の成長を促すための研修プログラムや指導体制について問う。	指導体制については、校長経験者などのベテラン教職員や授業を指導する教科指導員が中心となり、初任者の研修を進めている。 研修プログラムとしては、滋賀県初任者研修実施要項に基づき、指導教員の授業を参観して実践的指導力を養う授業研修や、学級経営や生徒指導、そのほか幅広い知識や見識を得ることを目的とした研修を実施している。また、年間18日間は校外での研修を実施し、このうち4日間については、「長浜市の独自の教育」を学ぶ機会として、市教育委員会主催の研修も実施している。	教育長	教育指導課
藤井 登	新任者同士や他の教職員との交流の場について問う。	長浜市主催の新規採用教職員研修では、校種、職種を超えた同期が、自身の不安や悩みを自由に交流する時間を設けている。同じ思いをもっている仲間が同じ長浜で頑張っていることを知り、不安や悩みを小さくし、新たな気持ちで職務に当たっている姿も見られ、この交流の場の意義を感じている。	教育長	教育指導課
	(再問) 研修内容をフィードバックして、次	初任者研修では、研修で出た意見やデータを集約し、次の研修につなげているところである。	教育長	教育指導課

	の研修につなげていく 対策について問う。			
藤井 登	<p>インクルーシブ教育とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、しょうがいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に学び合う教育のことである。</p> <p>インクルーシブ教育の一環として、進学や就職支援にどのような取組を行っているのか問う。</p>	<p>市内の各中学校・義務教育学校では、一人ひとりに、将来の夢や希望する進学先を丁寧に聞き、併せて本人の特性や適性に応じた進路指導を行っている。</p> <p>生徒が希望する進学先のことを知ることができるよう、学校説明会や体験入学の情報を丁寧に伝えている。特に、特別な支援を必要とする生徒に対しては、できるだけ早く進路相談を行ったり、体験入学等を勧めたりして、本人が希望する進路選択が実現できるように努めている。</p> <p>また、進学先での適応状況が心配される場合には、本人と保護者の同意のもと、中学校での支援の内容を丁寧に引き継ぐことで、切れ目のない支援を行っている。</p>	教育長	教育指導課
藤井 登	<p>インクルーシブ教育の推進に向けて、当局はどのような取組をされているのか。また、特別支援教育の充実や一般教育現場での多様性への対応について問う。</p>	<p>教育委員会では、「誰一人取り残さない教育の実現」を達成するため、一人ひとりの児童生徒にとっての最適な教育環境の充実に努めている。</p> <p>特別支援学級に在籍する児童生徒には、本人や保護者の思いに沿いながら、個に応じた指導を行っている。</p> <p>また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒には、通級指導教室で学ぶ時間を設けたり、サポートを行う支援員を配置したりするなど、一人ひとりの成長を支えるために取り組んでいる。</p>	教育長	教育指導課
	<p>(再問) 小学校入学時に特別支援学級に入級するかどうかは、保護者が判断することができるのか問う。</p>	<p>保護者は、通常学級、特別支援学級のどちらも選択することができる。</p> <p>ただし、専門家も含めた会議の中で、その子にとっての最適な教育環境について議論した結果を保護者に提供し、その情報をもとに本人や保護者が学びの場を選択している。</p>	教育長	教育指導課
藤井 登	<p>インクルーシブ教育のより良い教育環境の実現に向けて、当局は子どもや保護者の声をどのように収集・反映されているのか。また、関係者の意見や要望を取</p>	<p>本市では、特別な支援が必要な児童生徒について、専門家の見解をいただき、保護者や本人の思いを丁寧に聞き取るなどして、個に応じた適切な支援はどうあるべきかを検討している。</p> <p>また、学校と保護者が相談して個別の支援計画等を作成し、児童生徒にとって、よりよい教育環境づくりに努めている。</p> <p>さらに、各学校では、教育相談担当や特別支援教</p>	教育長	教育指導課



	<p>り入れ、より良い教育環境の実現に向けた取組は重要だと考えるが、当局の考えを問う。</p>	<p>育コーディネーター、スクールカウンセラーが相談窓口となり、児童生徒や保護者の声を十分に受け止めるように体制を整えている。</p> <p>また、学校以外の機関においても相談窓口を設置しており、他機関と学校が連携を図りながら取り組んでいる。</p>		
	<p>(再問) しょうがいをもつ子どもとそうでない子どもの学ぶ環境を分けて育てる良さもわかるが、同じ環境で育てていくことがインクルーシブ教育になるのではないかと考えるが、当局の考えを問う。</p>	<p>今年、成人式に参加し、同じような感想を持った。自分が見た会場では、特別支援学校に通っていた子どもたちが一緒にいる姿は見られなかったが、今後は見られるようになると良いと思う。</p> <p>みんなと一緒に学ぶという形が全て整っているわけではないが、特別支援学級の子どもも一緒に活動できる授業については、通常学級の子どもたちと一緒に活動している。</p> <p>また、外国籍や LGBTQ の子どもたちも、できるだけ一緒に活動できるよう、各学校で工夫している。</p> <p>特別支援学校に通う子どもにも、副籍制度があり、時々、地域の学校と一緒に授業を受け、子ども同士が良い学びをしてくれている。これからも、できるだけたくさんの、こういった機会を作っていきたいと考える。</p>	教育長	教育指導課
村山 さおり	<p>保育の必要性に係る事由の変更について、下のお子さんが1歳になるまで、上のお子さんを継続して預けられるようにできないか問う。</p>	<p>本市では、産後6か月以降も育児休業を継続される場合において、在園児が3歳児以上の場合には、就学前教育としての重要な年齢であることから、基本的には、保育所・認定こども園ともに同一園で継続利用ができるようにしている。</p> <p>その一方で、在園児が2歳児までの場合は、疾病や看護などの要件があれば継続利用となるが、そうでなければ退園いただき、就労復帰される時期に改めて申込みをしていただいている。</p> <p>現時点では、昨年度の12月定例会議でのお答えと同様であり1年間の継続利用の実施には至っていないが、保護者が安心して出産に臨み、子育てをサポートする場として、園の利用要件のあり方について、引き続き検討を進めていく。</p>	教育部長	幼児課
	<p>(再問) 継続利用ができる市もあり、短時間保育で対応している市もある。</p>	<p>他市の状況については承知している。</p> <p>本市は待機児童があるため、今の運用もやむを得ない面もあるが、新生児に加え、1・2歳児を同時に育児することの大変さも理解しており、市と</p>	教育部長	幼児課

	<p>継続利用ができるように妊娠・出産の時期を調整している親もあると聞く。核家族化しており、継続利用ができた方が親も育児がしやすく、少子化対策に必要な措置であり、早急な検討が必要と考えるが、どうか。</p>	<p>して、どういう運用が有効か検討中である。</p>		
--	---	-----------------------------	--	--